



令和6年度能登町職員採用候補者試験（案内）

令和6年度能登町職員採用候補者試験を次のとおり行います。

令和6年11月11日

能登町長 大森 凡世

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務 A (大学卒程度)	3名程度	町長部局、教育委員会等の各課及び出先機関における一般行政事務に従事します。
行政事務 B (高卒程度)		
保健師	1名程度	町長部局（主として健康福祉課）及び公立宇出津総合病院における専門業務に従事します。

※1 採用予定人員は、変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格要件

試験区分	年齢要件	資格要件
行政事務 A	昭和59年4月2日 以降に生まれた人	学校教育法に規定する大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者
行政事務 B		学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者
保健師	平成6年4月2日 以降に生まれた人	保健師の免許を現に有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者

※大学卒業及び令和7年3月までに大学卒業見込みの者（短期大学を除く）は行政事務B（高卒程度）試験を受験できません。行政事務A（大学卒程度）試験を受験してください。

※令和6年9月22日、同年12月8日実施の当町の採用候補者試験を受験申込した方は、同じ試験区分に応募できません。

(2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 能登町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

【受験資格に係わる注意事項】


最終合格発表後、学歴、資格及び年齢の確認のため、資格要件に係る各種証明書を提出していただきます。確認できなかった場合及び受験申込書の記載事項等に虚偽があった場合には、受験資格がなかったものとして遡及して合格を取り消します。

3 試験の日時、場所及び合格発表

職種	区分	日時	場所	合格発表等
全職種共通	第1次試験	令和7年1月11日(土) 申込者に別途通知します。	能登町役場(能登町字宇出津ト字50番地1)	令和7年1月末までに、受験者に合否を通知します。
	第2次試験	第1次試験合格通知に併せて通知します。		令和7年2月下旬までに、能登町役場前掲示板に掲示するほか、受験者に合否を通知します。

※ 試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

4 受験手続

申込方法	<p>○電子による申し込みを行ってください。</p> <p>【電子申請】パソコン・スマートフォンから申込可 電子による申請は下記QRコードを読み取るか、能登町職員採用試験申込フォームから行ってください。</p> <p>能登町職員採用試験申込フォームURL https://logoform.jp/f/n3Bbv</p> 
受験票	申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合には、総務課秘書室人事秘書係へ連絡してください。

5 受付期間

全職種共通	<u>令和6年12月10日(火)午後5時00分まで</u>
-------	-------------------------------

6 試験の方法

職 種	内 容				
○行政事務A ○行政事務B ○保健師	第1次 試 験	教 養 試 験	教養 大学卒程度	行政事務A	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 出題：40題 時間：2時間
			教養 高校卒程度	行政事務B	
		性格特性 検 査	全職種共通	公務員に求められる6つの資質について、性格特性をみる。 出題：150題 時間：20分	
		職場 適応性検査	全職種共通	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる。出題：150題 時間：20分	
		作文試験	全職種共通	文章による表現力、課題に対する理解力・思考力についての筆記試験（600字） 時間：1時間	
	第2次 試 験	面接試験	全職種共通	主として人物について、面接による試験	
		書類審査	全職種共通	受験資格の有無、申込書記載事項の審査	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に任命権者が採用者を内定します。
- (2) 採用が内定した者は、原則として令和7年4月1日以降に採用されます。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間ですが、受験資格に掲げる免許・資格を取得できなかった者は、採用資格を失います。

8 給与等の待遇

(1) 初 任 給

職 種	学 歴	職務の級・号給	給料月額
行政事務A 行政事務B 保健師	高校3卒	行政職1級5号給	166,600円
	短大卒	行政職1級15号給	179,100円
	大学4卒	行政職1級25号給	196,200円

この額は、令和6年4月採用者のもので、制度の一部改正により変更することがあります。

また、学校卒業後、職務経験等一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算されます。

- (2) 昇 給 原則として毎年1回行います。
- (3) 諸 手 当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給基準に

応じて支給されるほか、退職手当制度があります。

- (4) 勤務時間 1日7時間45分、原則として午前8時30分から午後5時15分までとなっています。ただし、病院など勤務場所によっては変則勤務があります。
- (5) 休日 原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始が休みとなります。ただし、病院など勤務場所によっては変則勤務があります。
- (6) 休暇 年次有給休暇（年間20日、採用月日によって異なります。）のほか、特別休暇（夏季・病気・結婚・慶弔休暇など）があります。
- (7) 福利厚生 健康の維持・増進のための各種健康診断、各種施設の利用助成制度及び住宅や生活資金の貸付制度等があります。
例：人間ドック受診・インフルエンザ予防接種費用助成など
- (8) その他 能登町では仕事と育児の両立が図れるよう、様々な制度を整備しています。

【制度の一例】

名称	内容	給料・手当金
産前・産後休暇	産前8週間、産後8週間の休暇	支給（10割）
家族の看護休暇 ※令和3年度から拡充	配偶者、父母、配偶者の父母又は中学校就学の始期に達するまでの子を看護するための休暇 ※1人につき5日（子が2人以上の場合にあっては、最大10日）	支給（10割）
育児休業	子が3歳の誕生日を迎えるまで取得可能	給料の50%～60%程度
育児休業手当金	育児休業中に支給される手当金 ※子が1歳の誕生日を迎えるまで支給	
育児短時間勤務	育児（小学校就学前の子）のため、勤務時間を短縮できる制度	勤務時間に応じ支給
部分休業	育児のため、始業・終業の時間を変更できる制度（最大2時間）	勤務時間に応じ支給

ほかに、仕事と生活の調和を図り、多様な働き方を推進するため、テレワークや時差出勤制度も導入しています。

9 その他

- (1) 申し込みに関する提出書類は、一切お返ししません。
- (2) その他不明な点は総務課秘書室人事秘書係までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 能登町役場総務課秘書室人事秘書係
927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津1字50番地1
電話番号 0768-62-8534